

重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1. 当法人の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 朝日ぶなの木会
法人所在地	山形県鶴岡市熊出字東村157番地2
電話・FAX番号	TEL 0235-53-2300 FAX 0235-53-2828
代表者役職・氏名	理事長 伊藤 恒彦
設立年月日	平成4年5月25日

2. 事業所概要

名称	指定通所介護事業所 「デイサービスセンターであい」
所在地	〒997-0411 山形県鶴岡市熊出字東村157-2
電話・FAX番号	TEL 0235-53-2850 FAX 0235-53-2828
介護保険指定番号	山形県 0673000253号
提供できるサービス種類	通所介護・総合事業・認知対応型通所介護
通常の事業の実施地域	鶴岡市
事業所管理者	所長 難波 優子

(電話により24時間常時連絡が可能です。夜間はかたくり荘 53-2300 へ転送となります)

3. 運営の方針

- ・事業所の従業者は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ・事業の実施に当っては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止を重視し、市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ・事業の実施に当っては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4. 職員体制と職種 ()内は兼務職員

	資格	通所介護	認知症対応型	業務内容	計
管理者	社会福祉主事他	1名(1)	1名(1)	従業者、施設の管理	2名(2)
生活相談係	介護福祉士他	3名(2)	2名(1)	利用者、家族の相談	7名(2)
機能訓練指導員	看護師(准看含)	2名(1)	2名(1)	機能訓練	2名(1)
事務職員		1名(1)	1名(1)	利用料請求事務	1名(1)
看護師(准看含)	看護師(准看含)	2名(1)		保健衛生及び看護提供	2名(1)
介護員	介護福祉士他	9名(2)	3名	介護の提供	11名(2)

5. 設備の概要

定員	一般型(予防含)35名	認知症対応型12名	休養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 170㎡		相談室	1室
浴室	一般浴槽(2か所)と特殊浴槽があります。		送迎車	6台

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで	定休日	土、日曜日・1/1~1/3日
営業時間	午前8時30分~午後5時30分(希望により午前7時45分~午後6時15分まで時間延長)		
サービス提供時間	午前9時10分~午後4時15分		

【要介護・認知症対応者のみ対象】

時間延長サービス	9時間以上10時間未満	1回あたり	50(100)
	10時間以上11時間未満	1回あたり	100(200)

【総合事業対象者の方】		介護保険負担	サービス提供体制強化加算	処遇改善加算(Ⅰ)9.2%
事業対象者 ・要支援1	1月4回まで 1回あたり 436	1,744 (3,488)	88 (176)	2,001 (4,002)
	1月あたり 1,798	1,798 (3,596)		2,060 (4,120)
要支援2	1月8回まで 1回あたり 447	3,576 (7,152)	176 (352)	4,097 (8,194)
	1月あたり 3,621	3,621 (7,242)		4,146 (8,292)

※ 回数に応じて昼食代630円が加わります。

(注1) 負担割合証にある3割負担の方は更に料金が変わります。

(注2) 社会福祉法朝日ぶなの木会は、利用者負担額軽減制度を実施しています。市町村が特に生計が困難であるとして認めた場合この制度が適用されます。利用前に**確認証**の提示が無い場合は適用できません。

9. その他の料金 ※ご希望により食事提供(実費)します 朝 255円 昼 630円 夕 410円

(1) 自己負担金

(おやつ含)

- ・コピーの交付代 1枚 10円
- ・他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- ・事業対象者の方でご希望により回数が増えた際は、全額自己負担になる場合があります。

(2) お支払方法

- ① お支払方法は、原則、金融機関での支払い(口座振込・口座振替)となります。
- ② 毎月、15日以降に前月分の請求額を通知しますので、末日までにお支払いください。尚、口座振替の方は毎月25日(その日が金融機関の休業日の場合翌営業日)に振替を実施しますのでの前日まで口座に準備をお願いします。

10. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 送迎時間に遅れる場合は、事前に連絡してください。
- ・体調確認 当日の健康チェックで体調が悪い場合は、サービスを中止することがあります。
- ・体調不良等による 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・利用のキャンセル 利用当日の **午前8時まで** 連絡がない場合 昼食代相当額を頂きます。
- ・利用時間変更 基本的に利用日の前日午後5時までご連絡ください。
- ・設備、器具の利用 使用に当たっては、適切な使用方法に基づいて使用願います。

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画にのっとり実施
- ・防災設備 自動火災報知設備・消防署非常通報装置・屋内消火栓
- ・防災訓練 定期的に避難訓練を行います。(火災・地震・水害等)
- ・防火責任者 伊藤 恒彦

12. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の急変、その他事故等が生じたときは速やかに下記の家族、主治医等に連絡し、連絡が困難な場合は必要な措置を講じる。また、状況に応じ県、市にも速やかに連絡します。

主治医	医療機関名称		氏名
	電話番号		
	緊急搬送病院		
ご家族	氏名(続柄)	①	②
	連絡先(電話)		

13. 事故発生時の対応

- ・通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、担当介護支援専門員及び市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 身体拘束について

- ・当施設では身体拘束は行いません。ただし、利用者やご家族の希望又は緊急やむを得ない場合にはこれを行うことがあります。その場合、利用者やご家族又は各専門職で十分検討した後、「身体拘束に関する説明書」に内容を記載して同意をいただきます。その後、経過観察記録に記録し随時検討して改善に努めます。

15. 高齢者虐待防止について

- ・当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組めます。

16. 感染症・食中毒の予防について

- ・当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

17. プライバシーの保護

- ・利用者に対してサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

18. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を正当な理由なく在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様とします。
- ・個人情報保護法及び介護保険法に関する法令を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

19. 相談・苦情対応

① 当事業所ご利用者 相談・苦情担当

デイサービスセンターであい 窓口担当者	難波 優子	電話	(53) 2850
法人苦情受付担当者	土田 尚也	電話	(53) 2300
〃 苦情解決責任者	伊藤 貫正		〃

② その他

当事業所以外に、鶴岡市朝日庁舎の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

朝日庁舎市民福祉課	電話	0235 (53) 2111
山形県福祉サービス適正化委員会	電話	023 (626) 1755
山形県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理室)	電話	0237 (87) 8006

20. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況については直近なし。

21.その他

①次の場合は、利用者は文書で解約通知する事により、直ちにサービス終了することができます。

- ・事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業所が、守秘義務に反した場合
- ・事業所が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業所が、倒産した場合

② 自動終了

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）になった場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③次の場合は、事業所は文章で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料金等の支払が6か月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合。
- ・入院又は病気等により3か月以上にわたりサービス利用ができない状態である事が明らかになった場合
- ・利用者やご家族様などが事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

22. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 朝日ぶなの木会	
代表者役職・氏名	理事長 伊藤恒彦	
本部所在地・電話番号	山形県鶴岡市熊出字東村157-2	電話（53）2300
定款の目的に定めた事業	1、 第1種社会福祉事業 2、 第2種社会福祉事業 3、 公益事業 4、 収益事業 5、 その他これに付随する業務	
施設・拠点等	通所介護	1ヵ所
	特別養護老人ホーム (かたくり荘・ぶなの杜)	2ヵ所
	短期入所生活介護	1ヵ所
	グループホームかたくり荘	1ヵ所
	グループホーム通所介護	1ヵ所
	居宅介護支援センター	1ヵ所
	地域包括支援センター	1ヶ所

個人情報の利用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）及び契約者（ ）は、社会福祉法人朝日ぶなの木会が、私、および家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

【利用期間】

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

【利用目的】

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護保険サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (9) 上記、各号に関わらず緊急を要する時の連絡等の場合

【おたより・広報、ホームページ掲載について】

デイサービスのおたよりや法人広報誌、ホームページ等へ本人と特定できる写真掲載を

同意する 同意しない

【利用条件】

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、入所者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

